

(8) たばこ対策明文規定整備状況

(8) たばこ対策明文規定整備状況

たばこ対策に関する条例・指針・基準等の明文規定整備状況を表にした。(表(8)-1,2)

表(8)-1

自治体名	明文規定内容	対象施設・範囲等
千代田区	安全で快適な千代田区の生活環境に関する条例	路上禁煙地区(10地区)・公道
中央区	中央区歩きタバコ及びポイ捨てをなくす条例	区内全域の公共の場所(公道・公園を含む)
港区	①港区受動喫煙防止対策基本方針(H15.7.30) ②港区立小中学校、幼稚園受動喫煙防止対策(H15.7.22) ③港区を清潔できれいにする条例(H10.4.1)	①②は敷地内 ③はモデル4地区(新橋駅、品川駅、田町駅周辺、六本木交差点周辺)・公道
新宿区	新宿区空き缶・吸い殻等の散乱防止に関する条例	
文京区	文京区安全・安心まちづくり条例第14条(H17.4.1)	公共建築物
台東区	台東区ポイ捨て行為の防止に関する条例	公道
墨田区	受動喫煙防止対策のための墨田区基本指針	建築物
江東区	江東区健康プラン21	公共施設
品川区	品川区受動喫煙防止対策基本方針(H15.6.2)	健康関連・児童関連・教育学習関連施設
目黒区	ポイ捨てなどのないまちをみんなで作る条例	公道・公園等公共の場所
大田区	①健康増進法施行に伴う受動喫煙防止対策のための大田区基本方針 ②大田区施設の受動喫煙防止基準 ③清潔で美しい大田区をつくる条例(H16.6.1)	①②は建築物 ③は路上喫煙禁止地区指定(JR大森駅・蒲田駅周辺)違反者に過料1万円、道路・公園・広場その他公共の場所
世田谷区	世田谷区ポイ捨て防止等に関する条例	区内全域
渋谷区	(区の安全委員会で検討し、職員へ通知)	建築物
中野区	なし	
杉並区	杉並区における喫煙対策指針 杉並区生活安全及び環境美化に関する条例	建築物・公園、駅前広場、河川、その他の公共の場所・公道
豊島区	なし	
北区	北区立施設における禁煙・分煙化基準	建築物
荒川区	荒川区まちの環境美化条例	公道
板橋区	①公共施設等喫煙対策推進計画 ②エコポリス板橋クリーン条例	建築物/成増駅、上板橋駅、大山駅周辺/ 前記3エリア及び区道は路上禁煙地区
練馬区	練馬区ポイ捨ておよび落書き行為の防止に関する条例	公道
足立区	①区施設における受動喫煙防止対策に関する指針 ②足立区まちをきれいにする条例	①は区施設 ②は公道
葛飾区	①葛飾区立施設における分煙化基準(H10.8)→「東京都受動喫煙防止ガイドライン」を準用 ②(仮)葛飾区きれいで清潔なまちをつくる条例(H17.4.1)	①は建築物 ②は公道
江戸川区	受動喫煙防止対策のための江戸川区基本指針(ガイドライン)	建築物
八王子市	なし	
立川市	なし	
武蔵野市	なし	
三鷹市	受動喫煙の防止に関する指針	公共施設
青梅市	青梅市が管理する施設等の受動喫煙防止に関する指針	建築物
府中市	府中市まちの環境美化条例	京王線府中駅、東府中駅、中河原駅、分倍河原駅、JR府中本町駅周辺地域・公道
昭島市	なし	
調布市	なし	
町田市	町田市あきかん・吸い殻等の散乱防止に関する条例	公道
小金井市	なし	
小平市	なし	
日野市	なし	
東村山市	なし	
国分寺市	なし	
国立市	なし	
西東京市	西東京市庁舎及び各施設受動喫煙防止対策検討会報告書	建築物

表(8)-2

自治体名	明文規定内容	対象施設・範囲等
福生市	なし	
狛江市	なし	
東大和市	なし	
清瀬市	なし	
東久留米市	なし	
武蔵村山市	なし	
多摩市	なし	
稲城市	なし	
あきる野市	受動喫煙の防止対策について	建造物
羽村市	なし	
瑞穂町	なし	
日の出町	なし	
檜原村	なし	
奥多摩町	なし	
大島町	なし	
利島町	なし	
新島町	なし	
神津島村	なし	
八丈町	なし	

たばこ対策について何らかの明文規定を定めているのは区部が中野区、豊島区をのぞく21区で91%、市部が6市で23%、町村部は0。合計27区市で、全体の47%と半数以下になっている。区部以外は規定制定に消極的である。

明文規定の内容をみると、施設に関する規定を定めているのが17区市、公道や公園、駅周辺等特定エリアでのポイ捨てに関する規定を定めているのが16区市となっている。両方を定めているのは港区、大田区、杉並区、板橋区、足立区、葛飾区の6区である。

総合評価及び禁煙率との関連をみると、大田区は総合評価点69、総合ランクA-と全自治体のトップに位置し、全市施設禁煙率は92%で第2位となっている。規定も基本方針、基準、条例と整い、特定エリアでの禁煙違反者に過料を課すなど厳しい内容で、先進的な取り組みとなっている。

大田区と同様に、総合評価点69、総合ランクA-でトップに位置する文京区は、禁煙率では98%とトップであり、条例制定が新しいことから進んだ内容になっていることがわかる。公道や特定エリアに関する規定はないため、今後の課題といえよう。

港区、杉並区、板橋区、足立区は、屋内禁煙率は90%を超えるが屋外禁煙率が低いことから、規定の再検討が求められる。葛飾区は、総合評価点も総合ランクも低いため、再検討が必要だろう。

全体的にみれば、公共施設の敷地内禁煙を規定する方向での明文規定制定が望まれるところだ。現行の規定については見直し・再検討をすべき自治体が多いと思われる。明文規定のない自治体は、先進自治体に学び、整えてもらいたい。

公道や特定エリアでは、吸殻のポイ捨て禁止、歩きタバコ禁止、路上禁煙と分かれるが公衆が往来する場所での喫煙は望ましくないなので、検討してほしい。

(9) まとめ

(9) まとめ

1 施設全体の禁煙率から見た受動喫煙への取り組み姿勢

○ 当会が区分した 11 施設群中、こども関連と小学校の 2 群が 70% 台。中学校が 60% 台。図書館、体育館、保健関連施設の 3 群が 50% 台で、かろうじて過半数の施設群が禁煙率 50% を満たした。

たばこ対策の本旨は、たばこが人間の体に与える影響（害）が看過できないものであることが、科学的根拠に基づいて明白となり、とりわけ喫煙者本人より、受動喫煙による害が大であるため、それをどのように防ぐのかにある。

住民の健康の維持増進は、自治体の最大任務の一つであることはもとより、779 兆円という借金を抱える国の要請により、健康保険会計の健全化や医療費支出の抑制が求められている現在、早急に進められるべき対策である。

住民にいちばん近いところに位置する自治体として、より一層の対策の強化が望まれる。

○ 禁煙率のいちばん高い 70% 台に、保育園、幼稚園、学童クラブ等を含む、こども関連施設と小学校が入った。成人した者より免疫力が弱く、成長期という点からも、受動喫煙の影響を最も受けやすい年齢にある者を配慮してのこと、当然とはいえ好ましい。個別評価 C 以下が、こども関連施設では 0% であるのに、小学校では 10% ある。両施設の利用者はその多くが重複することを考えると、対応の差は好ましくない。原因の調査と格差解消が望まれる。

続いて、60% 台に中学校が入っているが、こども関連施設と比べて 10% も低い。前 2 施設群利用者より年齢が高いとはいえ、受動喫煙の影響は成人とは比べ物にならない。また、背伸びをしたい気持ちを抱く時期であることを考えると、前 2 施設群利用者より、心の面での影響は大きく、喫煙人口の増減のカギを握る対象者である点でも看過できない。

○ 禁煙率上位 3 施設群は、利用対象者が明確でかつ未成年であること、一方、他の 8 施設群は、利用対象者が年齢、住区域とも一定とは言えず、また主として成人であることが特徴である

乳幼児を伴って利用する保健関連施設、また、主たる利用目的が健康の維持増進である体育館の禁煙率が、50% をかろうじて越えた割合でしかないのは好ましくない。住民の健康維持増進への取り組み自体の「本気度」が問われる場面。いっそう努力されることを期待したい。

高齢者関連、福祉関連の 2 施設群の禁煙率が低いのも気にかかる。「高齢」や「障害」への間違った配慮（差別）による結果でなければよいが、改善を望みたい。

○ 役所庁舎の禁煙率が最低であるのは、たばこ対策を推進する中核施設という点で、問題が大きい。最大限の努力を求めたい。

2 今後に向けて

第一は、条例等を整備し禁煙率の向上に向けて、なお一層の努力を求めたい。

第二は、喫煙者を増やさないための教育、研修、啓発活動を行うこと、また各方面からの提案を得ながら、ストレスの解消をたばこに求めなくとも済む生活環境の積極的な整備を進めていくことが必要である。それらの重要性を踏まえた今後の取り組みに期待したい。

付記：25 頁のカットは「千代田区生活環境条例」のチラシを使わせていただきました。

以上